


千葉県届出済印押印欄



業 務 規 程

登録番号	千葉県 第 7010040 号
遊漁船業者の氏名 又は名称、法人の場合 は代表者の氏名	臼井 信喜  印

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、遊漁船業の業務の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）とその事業者のもとで業務に従事している者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

(法の遵守)

第2条 事業者と従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）を遵守します。

2 事業者は、登録した遊漁船で業務を行うこととし、登録していない船舶は使用しません。

(業務規程の遵守)

第3条 事業者と従業者は、この規程を遵守し、利用者の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

2 事業者は、登録している遊漁船の所有権の有無に係わらず、その遊漁船で業務を行う際には、この業務規程のもとで業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

3 事業者は、この規程を守って業務を行うために、営業所と遊漁船にこの規程を備え置きます。

4 登録した都道府県知事（以下「知事」という。）又は案内する漁場を管轄する都道府県知事もしくは海上保安機関より、遊漁船又は営業所において、業務規程の提示を求められたときには、速やかに提示します。

5 事業者は、業務規程の内容に変更があった場合には、直ちに知事に変更を届け出ます。

第2章 業務の実施体制

(業務実施体制当)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、連絡責任者及び所属する団体、営業期間は、別表1のとおりです。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(案内する漁場の位置等)

第5条 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

(遊漁船の係留場所)

第6条 遊漁船は、別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場での乗降場所を除く。）は、別表3に定めるとおりとし、利用者が遊漁船に乗降する際に安全が確保されるものとします。

(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)

第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備、遊漁船の所有、登録の状況及び使用形態は、別表4のとおりです。

(役務の内容の明示)

第8条 利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置と採捕させる主な水産動植物の種類、漁場に案内する時間などのサービスの内容について、わかりやすいように明示します。

2 悪天候時における出航中止条件や天候の悪化に伴い帰航する際の条件について、利用者に対し、事前に説明します。

(従業者等の教育)

第9条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習会を受講させます。

2 事業者は、自らとその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容についての教育を実施するほか、遊漁船業務主任者講習会以外の都道府県等が開催する講習会があった場合には積極的に参加します。

第3章 利用者の安全の確保に関する事項

(必要となる情報の収集及び伝達)

第10条 事業者は、遊漁船が出航してから帰航するまでの間、利用者の安全を確保するために、別表5(1)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に確実に伝えます。

(出航中止基準)

第11条 事業者は、別表6に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準によって出航中止が決まったときには、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長は、自らの経験によって、天候の悪化等によって海況が悪化、利用者が危険になると予測される場合には、出航中止基準に達しない状況においても、出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、船長と事業者が出航についての判断が異なる場合には、出航を見合わせるものとします。

(帰航基準及び天候が悪化した場合の対処方法)

第12条 船長は、別表6に定める帰航基準に達したとき、または、天候の悪化等によって海況が悪化し、利用者が危険になると予測されるときには、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでの時間的な余裕を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

2 船長は、天候の悪化等によって帰航するときには、別表7に定めるとおりに対処します。

(安全確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第13条 業務主任者は、利用者に対し、別表8の方法により同表に定める内容について周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときには、遵守するように指示します。

(航行中、採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第14条 船長は、海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)、港則法(昭和23年法律第174号)、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)、船舶職員及び船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、船舶安全法(昭和8年法律第11号)等、海上における安全法規を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は利用者の安全の確保を図るために別表9に定めるとおりに行動します。

(海難その他の異常の事態が発生した場合の処理)

第 15 条 海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合には、次のことを基本として行動します。

- ① 人命の安全の確保を最優先とします。
- ② 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき行動します。
- 2 船長は、海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとります。
- 3 船長と業務主任者は、海難等が発生したときは、前項にある必要な措置をとった上で、別表 10 に定める連絡方法により、速やかに、海上保安機関等に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。
- 4 連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、速やかに、利用者の留守宅に連絡するとともに、医療救護が必要な場合には救急車の手配、医療機関への連絡等必要な措置をとるものとします。また、以下に該当する事故については、事故発生後 3 日以内に、知事にその概要及び事故処理の状況などについて別記様式第 1 号によって報告します。
 - ① 利用者の生命又は身体についての損害が生じた事故
 - ② 海上保安機関等に連絡した海難等
 - ③ 登録によって義務付けられている保険や共済の支払いを請求する事故

第4章 利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項

(必要となる情報の収集及び伝達)

第16条 事業者は、利用者の利益の保護を図るとともに、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、別表5(2)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

(水産動植物を採捕する際に、利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第17条 業務主任者は、法第15条に基づいて、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を別表11に定めるとおり、確実に周知します。

2 業務主任者は、利用者が周知した内容を遵守していないときには、遵守するように指示します。

(利用者を保護するための行動)

第18条 業務主任者は、別表11の定めるところにより、利用者が遵守しなければならない制限等を犯しやすいような行動をとらないようにします。

(水産施策への協力)

第19条 事業者は、水産基本法(平成13年法律第89号)に定めてあるとおり、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者や他の遊漁船業者などの漁場利用者と協力をして、漁業操業と調和ある漁場利用を図るとともに、漁場環境保全や資源保護に努めます。

(地域の取り決め等の尊重)

第20条 事業者は、案内する漁場において、海面利用協議会が推奨している漁場利用に係る漁場利用協定や慣行がある場合には、不公平な内容でない限り、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

2 事業者は、案内する漁場において、その調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

(漁具破損の防止)

第21条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合には、漁具を破損させないように、漁具に近寄らないなど適切な方法で業務を行います。

(不要となった漁具及び餌の取扱い)

第 22 条 遊漁船に乗船して業務に従事する者は、遊漁船において不要となった漁具その他のゴミなどを、漁場や港に捨てません。また、不要となった餌は、港内に捨てません。

2 業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミなどを、漁場や港に捨てないように指導をします。

附則

(業務規程の実施)

第 1 条 この規程は、都道府県知事から登録したことを通知され、かつ、本規程を都道府県知事に届け出たときより実施します。

別表1 業務実施体制等

遊漁船業者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名		臼井 信喜		
遊漁船業務主任者の氏名	当該事業者のみに選任されている者	臼井 信喜		
	他事業者からも選任されている者			
	上記の者について業務の形態(該当に○)	<input type="checkbox"/> 多客期に必要なに応じて業務を行ってもらう。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
船長の氏名 臼井 信喜		<input type="checkbox"/> 遊漁船業務業務主任者と同じ。 <input type="checkbox"/> その他 上記の業務主任者のほか、 ()		
連絡責任者	氏名(連絡先)	臼井 幸子 (Tel.0470-62-2185)		
	住所	千葉県いすみ市大原 9857-6		
所属している団体 (該当するもの全てを記入)		漁業協同組合	事業協同組合	任意団体
	名称	夷隅東部漁協		千葉県遊漁船連盟
	連絡先	0470-62-0111		043-224-7772
営業期間	<input type="checkbox"/> 周年 <input type="checkbox"/> 月 日 ~ 月 日			

別表2 案内する漁場の位置等

案内する漁場を管轄する 都道府県名	千葉県
----------------------	-----

時期	案内する漁場の位置	主な採捕させる 水産動植物の種類
周年	大原沖 太東沖 勝浦沖	ヒラメ タイ イサキ イカ メバル キントキ フグ アジ

別表3 遊漁船の係留場所

	遊漁船の 名称	時期	係留場所の位置	係留施設（又は水域 施設）の管理者
遊漁船の 係留場所	臼井丸	周年	大原漁港 夷隅東部漁協事務所 前堤防	千葉県
利用者の 乗降場所	臼井丸	周年	大原漁港 夷隅東部漁協事務所 前堤防	千葉県

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		遊漁船の使用形態 (該当に○)					
		遊漁船の登録状況 (該当に○)			通信設備の状 況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)					
		遊漁船の連絡方法 (無線の形式と周波数等)					
1	臼井丸	C B 2-70300	11 トン	13.24m	26 人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・() 重複登録			(○) 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶			(○) 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 DSB-1W 5W 周波数 27MHZ 40MHZ					
			トン	m	人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		() 単独登録・() 重複登録			() 無線		
		() 自己所有船舶・() 他者所有船舶			() 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 周波数					
			トン	m	人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()	
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		() 単独登録・() 重複登録			() 無線		
		() 自己所有船舶・() 他者所有船舶			() 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 周波数					
重複登録している 場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()					

注) 重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船として登録しているものをいいます。

別表5 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全確保に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>(○) 出港地における波高、風速、視程</p> <hr/> <p>() 出港中止を判断する団体の出港判断に関する情報</p> <hr/> <p>(○) 水路通報、気象警報等官公庁の発する遊漁船の運航に関する情報</p> <hr/> <p>(○) 乗船する利用者数 (12歳以下の児童が含まれる場合は、その人数)</p> <hr/> <p>()</p> <hr/> <p>()</p>
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保等に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>(○) 案内する漁場を管轄している知事が提供している法第15条に基づき周知すべき内容</p> <hr/> <p>(○) 案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している漁場利用に係る慣行や漁場利用協定などの情報</p> <hr/> <p>()</p> <hr/> <p>()</p>

別表6 出航中止基準及び帰港基準

出航中止基準	出港の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)	
	(○) 単独の判断	() 団体による判断
	<p>出港地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、下の何れかの状況となっている場合、出港を中止します。</p> <p>() 波浪警報発令中 () 強風警報発令中 () 海上警報(風、霧等)発令中 (○) 出港地の波高(5) m () 出港地の風速() m () 出港地の視程() m (○) 事業者が危険と判断したとき (○) その他 (出港地の風速北東 19m)</p>	<p>出港中止は、以下のとおり行います。</p> <p>①出港中止を判断する団体名 ()</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先 代表者() 連絡先()</p> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>④出港中止の判断の方法</p>
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下の何れかの状況に至った場合、帰港することとします。</p> <p>() 波浪警報の発令 () 強風警報の発令 () 海上警報(風、霧等)発令 (○) 利用者に急病人やケガ人がでたとき (○) 漁場における波高(5) m () 漁場における風速() m () 漁場における視程() m (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想される時 (○) その他(漁場における風速北東 19m)</p>	

別表8 安全確保のため周知すべき内容とその方法

周知の方法（該当に○）	周知する内容（該当に○）
<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>(.) 遊漁船乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項</p> <p>(○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと</p> <p>(○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと</p> <p>(○) 航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること</p> <p>(○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと</p> <p>(○) 救命胴衣の保管場所</p> <p>(○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣を着用すること</p> <p>() その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <p>() 磯等の上においては救命胴衣を着用すること</p> <p>() 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法</p> <p>() その他 ()</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項</p> <p>() その他 ()</p> <p>磯渡し等の場合</p> <p>() 磯等からの帰航時間</p> <p>() 磯等で天候が急変した場合における避難場所</p> <p>() その他 ()</p>

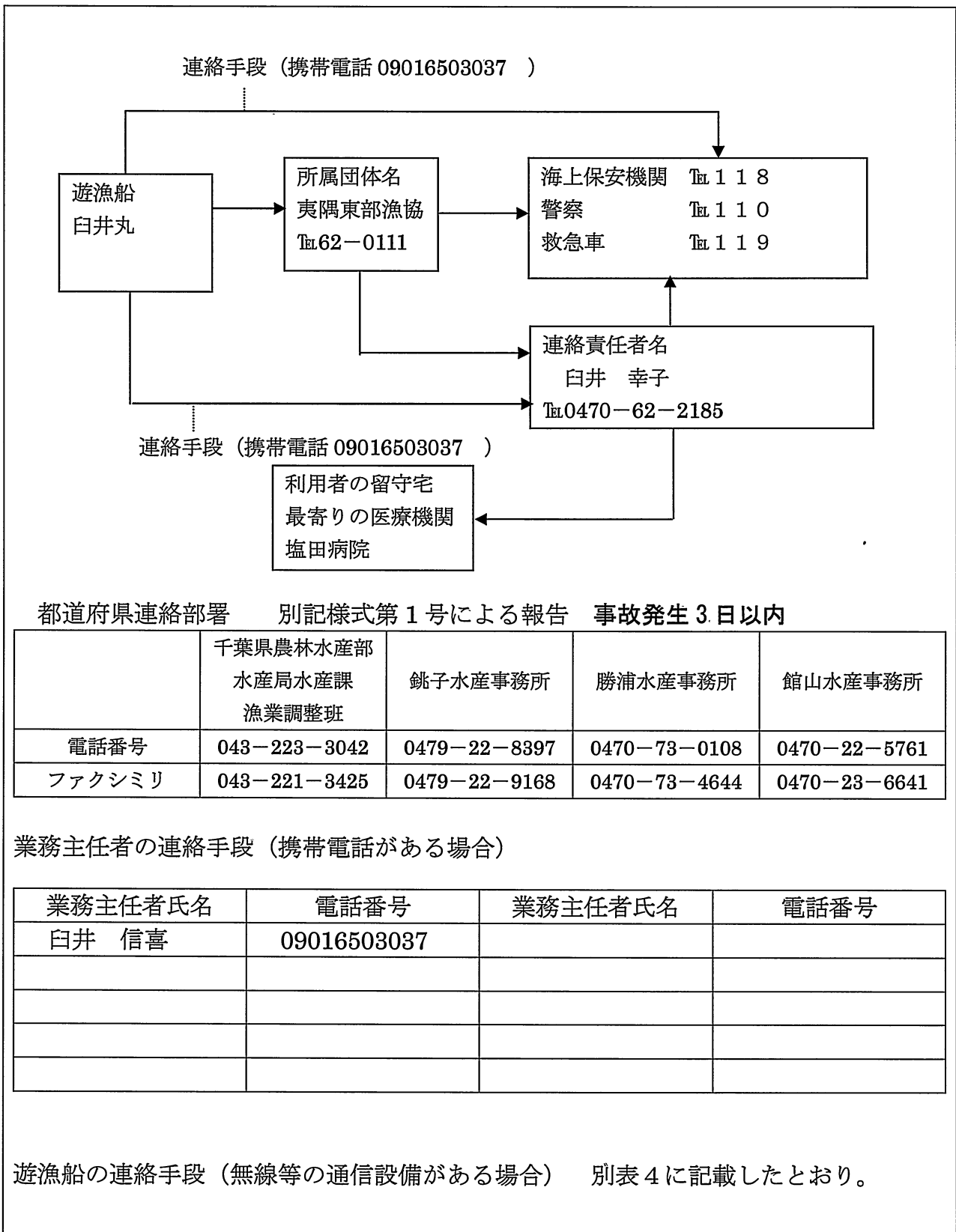
別表9 安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

<p>航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)</p>
<p>一般的事項</p> <p>(○) 出航から帰航するまでの間は飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。</p> <p>(○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。</p> <p>(○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。</p> <p>(○) 海中転落のおそれがある作業をする場合には救命胴衣を着用します。</p> <p>(○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣を着用させるよう努めます。</p> <p>(○) 12才未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させます。</p> <p>(○) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣を着用させます。</p> <p>() その他 ()</p>
<p>船釣りをする場合</p> <p>(○) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。</p> <p>(○) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。</p> <p>(○) 船長以外に適切に見張りができる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。</p>
<p>磯等渡しをする場合</p> <p>() 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。</p> <p>() 磯等において採捕を終了した利用者を回収し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。</p>
<p>上記以外(観光定置網、観光底びき網等)の場合</p> <p>() 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が無いよう安全に操業します。</p>

登録番号 千葉県第 7010040 号

遊漁船業者の氏名又は名称 白井 信喜

別表 10 事故発生時の連絡方法



都道府県連絡部署 別記様式第 1 号による報告 事故発生 3 日以内

	千葉県農林水産部 水産局水産課 漁業調整班	銚子水産事務所	勝浦水産事務所	館山水産事務所
電話番号	043-223-3042	0479-22-8397	0470-73-0108	0470-22-5761
ファクシミリ	043-221-3425	0479-22-9168	0470-73-4644	0470-23-6641

業務主任者の連絡手段 (携帯電話がある場合)

業務主任者氏名	電話番号	業務主任者氏名	電話番号
白井 信喜	09016503037		

遊漁船の連絡手段 (無線等の通信設備がある場合) 別表 4 に記載したとおり。

別表 1 1 法第 15 条に基づく周知の内容及び方法等

<p>周知の方法 (該当に○)</p>	<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船乗船前に書面で配布をする。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>案内する漁場を管轄する都道府県知事より提示された周知すべき事項であって、</p> <p>①水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ②漁業法、水産資源保護法に基づく省令 ③都道府県海面漁業調整規則 ④海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤広域漁業調整委員会の指示 ⑥事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）に基づき届出されたもの。） ⑦事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき認定を受けたもの。）</p> <p>のうち、案内する漁場において利用者の採捕に係るものであって、</p> <p>ア) 漁具及び漁法の制限 イ) 水産動植物の大きさの制限 ウ) 採捕禁止となっている水産動植物の種類</p> <p>を周知します。</p>
<p>利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項 (該当に○)</p>	<p>(○) 都道府県海面漁業調整規則、海区又は連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 (○) 法に基づいて周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 (○) 法に基づいて周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 () その他 ()</p>

※「周知する内容」のうち、該当しない部分は＝線で消したうえ、捺印すること。

